

## 平成 29 年度 通関士試験対策 法改正資料

### ☆法改正一覧

- I. 関税暫定措置法第 8 条（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）についての改正 P 2
- II. 関税定率法第 20 条（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）についての改正 P 2
- III. 事前報告制度の拡充 P 3
- IV. 犯則調査手続の拡充 P 4
- V. 平成 29 年度の延滞税率 P 5

### ※完全攻略ガイドのページについて

「完全攻略ガイド該当ページ〇〇」とあるものは、完全攻略ガイドに改正内容の記述があります。

「完全攻略ガイド関連ページ〇〇」とあるものは、完全攻略ガイドに改正内容に関する記述があります。

## ☆法改正の内容

### I. 関税暫定措置法第 8 条（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）についての改正

改正のポイント：加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税の規定について、対象品目のうち、カーシートレザーについては、制度の利用実績及び利用見込みがないことから削除された。完全攻略ガイド該当ページ P476～477

#### 対象品目の削除（完全攻略ガイド該当ページ：P 476～477）

法改正前：4）革製の自動車用腰掛けの部分品（＝カーシートレザー）が対象貨物であった。

法改正後：減税対象貨物から削除（P476下から2行目よりP477上から19行目までをすべて削除）

### II. 関税定率法第 20 条（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）についての改正

改正のポイント：特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者が輸入の許可の日から6月を超えて保税地域に違約品等を搬入する際の搬入期間の延長承認申請先税関長に、輸出申告をする税関長が追加された。完全攻略ガイド該当ページ P455

#### 搬入期間の延長承認申請についての変更（完全攻略ガイド該当ページ：P 455）

法改正前：規定なし

法改正後：特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者は、搬入期間の延長承認申請書に貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して、これを輸出申告をする税関長に提出することができる。

### Ⅲ. 事前報告制度の拡充

改正のポイント：テロ対策強化の一環として、旅客及び航空貨物に係る事前報告制度が拡充された。完全攻略ガイド関連ページP22

テロ対策強化の一環として、旅客及び航空貨物に係る事前報告制度が拡充された（完全攻略ガイド関連ページ：P22）

法改正前：規定なし

法改正後：① 税関長は、関税法第69条の2（輸出してはならない貨物）その他の関税法の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港を出港しようとする外国貿易機であって旅客が搭乗するもの（航空運送事業者（＝航空会社）が運航するものに限る。）の運航者等に対し、外国貿易機の出港の前に、外国貿易機に係る予約者、予約者に係る予約の内容、予約者の携帯品等を報告することを求めることができる。なお、報告を求められた者は、その報告をしなければならない。この場合において、その者が報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であって財務省令で定めるものを講じたときは報告をしたものとみなす。（関税法第17条第3項、第4項）

② 特殊船舶等（クルーズ船、プライベートジェット等）が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、出港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、関税法の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、旅客（特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出を求めることができる。また、税関長は、関税法第69条の2（輸出してはならない貨物）その他の関税法の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港を出港しようとする特殊航空機であって旅客が搭乗するもの（航空運送事業者（＝航空会社）が運航するものに限る。）の運航者等に対し、特殊航空機の出港の前に、特殊航空機に係る予約者、予約者に係る予約の内容、予約者の携帯品等を報告することを求めることができる。なお、報告を求められた者は、その報告をしなければならない。この場合において、その者が報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であって財務省令で定めるものを講じたときは、報告をしたものとみなす。（関税法第17条の2）

#### IV. 犯則調査手続の拡充

改正のポイント：関税法上の犯則調査手続において、電磁的記録に係る証拠収集手続等が整備された。  
完全攻略ガイド記載なし

関税法上の犯則調査手続において、電磁的記録に係る証拠収集手続等が整備された（完全攻略ガイド記載なし）

法改正前：記載なし

- 法改正後：① 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、その記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）をすることができる。ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、搜索をすることができる。（関税法第121条第1項）
- ② 差し押さえるべき物件が電子計算機（＝パソコン）であるときは、その電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、その電子計算機又は他の記録媒体を差し押さえることができる。（関税法第121条第2項）
- ③ 税関職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう書面で求めることができる。この場合において、電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至ったときは、その求めを取り消さなければならない。なお、消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、30日を超えない範囲内で延長することができるが最大で60日を超えることができない。（関税法第123条第1項、第2項）

- ④ 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、税関職員は、差し押えに代えて以下の i 又は ii の処分をすることができる。(関税法第125条)
- i 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、他の記録媒体を差し押さえること
  - ii 差し押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、他の記録媒体を差し押さえること

## V. 平成 29 年度の延滞税率

改正のポイント：平成 28 年度と平成 29 年度の延滞税率は以下の通りである。完全攻略ガイド該当ページ P274～280、P654～656

### 1. 延滞税率 (完全攻略ガイド該当ページ P 274～280、P654～656)

	納期限の翌日から 2 月を経過する日までの延滞税率	納期限の翌日から 2 月を経過する日後の延滞税率
関税法第12条第1項	7.3%	14.6%
平成28年度	2.8% (延滞税率の暫定措置を適用)	9.1% (延滞税率の暫定措置を適用)
平成29年度	2.7% (延滞税率の暫定措置を適用)	9.0% (延滞税率の暫定措置を適用)

### 2. 完全攻略ガイドに掲載されている延滞税の計算問題を平成29年度の延滞税率で計算する。

完全攻略ガイド276ページの例題

延滞税率2.7%で計算した場合。

$$1,260,000円 \times 2.7\% \times 25日 \div 365日 = 2,330円$$

延滞税額：2,300円 (100円未満切捨て)

完全攻略ガイド654ページの例題 1

延滞税率2.7%で計算した場合。

$$1,550,000円 \times 2.7\% \times 14日 \div 365日 = 1,605円$$

延滞税額：1,600円 (100円未満切捨て)

完全攻略ガイド655ページの例題 2

延滞税率2.7%で計算した場合。

$$6,270,000円 \times 2.7\% \times 31日 \div 365日 = 14,378円$$

延滞税額：14,300円 (100円未満切捨て)